

# 浦 辺 村 落 小 考

—その歴史性と地理性の一面について—

後 藤 重 巳

## 1.

大川旁曲渚船隠風所也

とは、「浦」に対する『和名抄』の解釈である。

一方、「津」に関しては、『大日本史』では、

設津濟以便水路，藉船舶 以通遭運 実富国要務也

と述べ、

津ハ ツト言フ 船舶ノ來泊スル處ニシテ、別ケテ之ヲ言ヘバ、港湾ニアルモノヲ船津ト言ヒ、  
河ニ在ルモノヲ川津ト言フ。

との区別で表現する。

この小稿は、「浦」と「津」との機能的な差異について論じようとするものではないが、大河川中流域の沖積平野が、肥沃な水田地帯として、一般的に、比較的純農村的な機能を果し続けて来たであろうことに対して、海岸部に面した河川河口部や、湾入地形の臨海村落たる「浦」が、陸と海上との接点の位置条件から、交通の要衝としての、特殊な機能を果していたであろうことも、否定し得ないところである。

かつて、東九州、特に豊後国東郡や、海部郡に在地した諸氏の、中世期文書史料の中に、「浦辺」「浦辺衆」などの名称が見られ、彼らは特異な存在にあり、戦国期にあつては、戦国大名大友氏の、海軍軍事力構成上の重要な構成要員をなし、注目すべき立場で行動し続けていた。

ここでは、こうした「浦村落の歴史地理性」に対して、若干の課題を提したいと思うものである。

## 2.

『豊後風土記』や、『日本書記』など、8世紀初葉の文献に登場する東九州地区の地名説話にまつわる記事はさておいて、当域の港湾と村落・交通に関する比較的古く、正確な史料としては、延暦15(796)年の太政官符があげられる。

応聽自草野国崎坂門等津往還公私之船事，右得太宰府解称，檢案内 太政官去天平十八年七月廿一日符称，官人百姓商旅之徒，從豊前国草野津豊後国国崎坂門等津任意往還壇国物 自今以後嚴加禁斷 但豊後日向等国兵衛采女資物漕送人物船，取国崎之津有往来者不在禁限 此以外咸背禁斷者，府依符旨重令禁制 上件三津尚多姦徒 旧来越渡不得禁斷（下略）

上の官符には、豊前国草野・豊後国国崎・坂門を、「豊前豊後三津」と表現し、特に豊後側二津を日向との関係で強調している。

この三津に関しては、以下以上の詳細な説明を併せたうえで、三津津屋、具体的には「日向のいず

れの地域に比定されるがについては確言し難い。

その中の一津、「国崎津」は、国東郡先端部の沈降リアリス式海岸たる伊美・竹田津附近，他の一津の「坂門津」は、同国内南部の海部郡佐賀関附近に求めても、さして不当ではあるまい。

10世紀初葉に編纂された『延喜式』神名帳に記載されるいわゆる「式内社」は、豊後国内で六社を数えるが、その中の一社に、海部郡佐賀関町鎮座の「速吸比賣社」があり、国東半島先端部に所在する姫島に鎮座の「比賣語曾社」は、『日本書紀』に登場する古社である。

両社はともに、瀬戸内海西端の島頭部や、海峡部に鎮座し、海上交通の要衝に位置している。

こうした立地条件にある両地域が、交通の要衝と交通安全祈願社との一致性から、「豊後二津」の所在地近辺に比定されても、何ら異存はあるまい。

右二津が、「官人百姓商旅の徒」や、「豊後日向国兵衛采女資物」の移動する、京上道の窓になる摂津に直結する港湾として存在したこと、右の官符が、長門国や伊豫国にも衆知を徹底せしめていることを考えれば、豊後東海岸の港湾の存在意義を察することができる。

古典・文献史料に、莫大な数量で登場する「津」・「浦」と呼称される臨海河村落の発展衰微は、その農業的・漁業的生産性等に大きく左右されるであろうことは言をまたないが、更に、通交の要衝性などの条件に、大きく作用されることも勿論である。

東九州、特に国東半島内に散在する諸浦が、小河川の河口部の、極めて小規模な沖積地形に属する条件を考える時、その生産性の、総力に占める非農業分野に注目しなければなるまい。

歴史的に見ても、臨海河部村落が、「津料」・「河手」などからの収益に大きな期待と実績とをもっていた事は、すでに明らかな事実である。

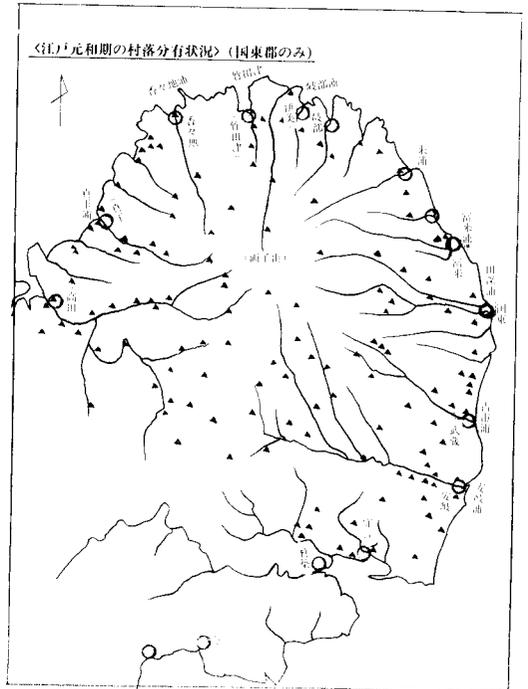
「浦」と「津」の差異は、前者が、極めて自然的な地形地理条件の中で、「とまり」的な機能を持っており、「津」は、より人工的、より作意的機能をもつ臨海港湾と考えて、ほぼ大きな誤りはないものと思うが、この点については、改めて考察したいと思う。

さて 江戸時代初期の承応4（1655）年の『御老中5被仰渡帳面写』なる法令史料中に、国東半島内の諸浦に関する記事が見られる。

すなわち、半島東海岸部に線状に安岐浦、古市浦、今在家浦、田深浦、留来浦、来浦、小熊毛浦、木部浦、竹田津浦、伊美浦、守江浦、矢部浦、奈多浦、真名井浦などがあり、

「右拾浦之外石物舟船積出申間敷事」と見え、比較的規模の大きい浦であった。

また半島頭部には、歳田浦、加貫浦、片野浦、草場浦・大内山浦、灘浦



以上を地図で示せば、右の如くである。

### 3.

半島部の諸浦に係わる比較的まとまりある古い時期史料として、弘安8(1285)年の『豊後国図田帳』がある。

これによると、

安岐郷三百町 宇佐宮領、

朝来野浦十四町 地頭朝来野氏

守江浦 三町 地頭戸次氏

田染郷九十餘町 宇佐宮領

櫛来浦十五町 地頭大炊判官親元

草地莊二十五町

竹田津二十町 領主竹田津惟永

臼野莊

岐部浦十五町 領主岐部成末

などが見えている。

この図田帳には、郷莊配列や、内部の名・村の記載に若干の錯混も考えられるが、この問題はしばらくさしおく。

図田帳の上の記事は、極めて静的であるが、その直前の建治2年3月5日の「異国発向用意条々」や、直後の正安3年3月27日の史料などには、諸浦の諸氏に関する動的史料として注目されるものがある。

特に、正安3年3月の史料には、「豊後国津々浦々船事」と見え、海賊鎮圧のために、船に船主・その所在を彫刻し、賊船の出没した折は、早船を構えて追捕する様、命じた内容である。

享徳3(1454)年と推定される7月19日の史料は、更に興味を引く。すなわち、

(上略) 渡唐二号船帰朝候之處、中乗と船頭慮外喧嘩 客衆懸乗之儀、不及是非候、然者、方々懸追手候之間、於日州外浦留置候、弥彼船出船様、可致覚悟候之条、諸浦警固船之事相催、急度差下候、誠国家外聞比頭目候 各致馳走者 可為一段之軍忠候(中略)

七月十九日

(大友)義長

櫛 来 藤九郎 殿

岐 部 弥太郎 殿

富 来 彦三郎 殿

上の大友義長の書状は、帰朝途次の遣明船内に於て、慮外の喧嘩を生じ、この事件を收拾するために、該当遣明船を日向外浦に留置、豊後の警固船の発遣を策したものである。

この命令を発給されたのは、連名の宛名でも知られるごとく、国東半島東岸に散拠する豊後御家人衆であった。

書状に明記する如く、「諸浦警固船之事相催」して「急度差下べく」命令されたのは、櫛来氏・岐部氏・富来氏らであった。

ここにはじめて、「諸浦之輩」の具体的名称が登場するのである。

彼らが、楠来浦・岐部浦・富来浦などに本拠をもつ輩であり、この外に、こうした諸浦には他にも多くの「浦辺之輩」があったことは、次の史料が証するであろう。

すなわち、11月16日日付の大友義鑑の書状である。

①

賊船立下 近日所々狼籍 無盡期之由候、各被申談彼悪党等可被討留事肝要候、別而可令励忠儀事  
専要候、猶年寄共可申候（下略）

十一月十六日

義鑑

岐部 能登守 殿  
楠来 新右衛門 殿  
岐部 掃部助 殿  
伊美寄合衆 殿  
荒木 右衛門 殿  
竹田津寄合中  
吉弘 土佐守 殿  
姫島寄合衆中  
岐部 但馬守 殿  
岐部 奎助 殿

上の史料は年代を欠くが、状中には、先の史料に見える岐部氏・楠来氏・富来氏の外に伊美寄合衆  
竹田津寄合衆・姫島寄合衆など協同行動をとる群団と、荒木氏・吉弘氏などの名が見られる。

更に、天文3年と推定される 正月13日の大友義鑑書状中には、真玉氏・帯刀氏・都甲氏・六郷山  
執行などの名が登場して来る。

このうち、真玉氏・都甲氏は、半島西部に本拠を有する旧来の豪族であり、ここに、半島全域の御  
家人が登場する訳である。

この様な、大友氏家臣の軍役動員の対象となった諸氏のうち、その主だった輩について語る史料が  
ある。

『御当家御書札認様』の中、 第八「豊後寺家之帖、諸侍御書出等調様等御幡竿之次第、制札等書  
様之事」に、次の書札式を載せる。

(1)玖珠郡衆御用之時者、十二人ニ宛之、奥ニ其外郡衆中と書之、

野上・帆足・岐部・森・小田・太田・恵良・松木・魚返・平井・恵良左近・古後

(2)1.由布院衆・荒木・石田・怒留湯・右田右馬・奥書之書様玖珠衆同前也。

(3)1.国東郡衆、富来・岐部・真玉・都甲・楠来・波多・帯刀。

上御用之時者、七人ニ宛之、此内岐部左近事・准御近辺在庄之候、時ニより可相替、惣郡へ御下知  
之砌者、其外郡衆中と書之、此外ニ給人歴々在之、警固船などの時ハ、二十人余にも宛申候。

上(3) 項によると、国東郡衆催促の書札式で、郡衆一般催促には、「其外郡衆中」と奥書する旨を  
述べ、警固船催促の場合などでは「時に二十人余にも宛申候」と表現し、特殊職務執行に係わる場合に

は、催促必要者に限定されたもので、右の表現を借りれば、警固船に係わる軍事に従事する御家人は、20余人程度であったと考えてよからう。

彼らの半島内における本拠は、各々、浦部の各地に相当して比定することができる。

さて、『大友興廢記』に、

元龜三(1572)年壬申に(中略)、此節西園寺公廣を御退治なさるべき旨仰出さるる。老中御尤なり、根を断ちて末を枯らす御分別と感じ奉る。則ち佐伯紀伊介惟教・鶴原掃部入道宗叱・等に御船奉行深檜大蔵・若林越後入道道閑四人方へ、面々に御書を以て仰付らるる。

と見え、御船奉行深檜氏や若林氏・鶴原氏らの名が登場するが、彼らは、豊後国南部海岸部の浦辺<sup>⑭</sup>

に本拠を有する海上警固衆であった。

これら、南部海岸の諸氏に対して、北部の諸氏を、「北浦辺警固」・「豊後北浦辺」衆などと呼称していた。

「諸浦兵船」・「諸浦警固船」・「警固舟」などと呼ばれる兵船を掌握する武士は、総称的に「浦辺衆」とよばれた。

大友氏が、国東郡において動員し得る武士は、その発給された文書史料や、並列された総覧的史料<sup>⑮</sup>等から、60人余を数えることができるが、彼らの中には、半島内の山間部に定住する輩もあり、海岸部諸浦に定着する輩は、その地理・村落数などから考えて、20人程度であろうことは、先の『御当家御書札認様』の、事変に際し、文書の発給対象者が、20人云々と見えていることかうしても、ほぼ妥当な数字であろう。

さて、国東郡内諸浦における諸氏、浦辺氏の具体的像を画き出すことは、史料的制約から、極めて困難である。

本稿の起筆に当って、「浦」と「津」とに漸定的な定義を与えたが、先学の研究によると、瀬戸内の島々においては、住民の生業の種別によって、居住区の呼称に区別があったと言う。

すなわち、多く農民の住んでいる所は、「村」または「条」・「皆地」・「組」などと呼ばれ、漁民の住む所が、「浦」、商船の発着する所を、「津」または「泊」・塩田の所在地が「浜」でありこれらの呼称は、すでに13世紀の初めまでさかのぼり得ると言う。

先に一見したごとく、図田帳国東郡の項には、庄郷内の「名」と対等に、「浦」名称でその地域の面積および、領主・地頭を記している。

この事実は、「浦」が、「名」と同等の単位で認識されていたものと考えざるを得ないし、反面、「一浦名」と表現されないことから、浦と名とは、異質な体質をもつものであったことを推知させる。

浦部に散拠した諸氏の間で、竹田津氏や富来氏などは、やや異なるとは言えども、彼らの経済的な基盤となる所領が、決して充分な規模のものであり得なかったことは、その地理・村落規模から、察せられるところであるが、永禄2年7月23日の「宗悟請状」や、田原親宏が、片山右京進に宛てた書状等によっても察せられるところである。

(1) 其方事，就鶴田家督連続御奉公無緩雖仕外本領分在々所々相違候之条連々訖言誠不便之至候，就其宗安細田之外相抱え地「」畷鳴杜領下作職事讓与候，万一細田之内，之田内蔵助於申者御判形之前給田之分銘々以坪付可申上（下略）（〇〇印筆者）

(2) 以不足之上 数年辛勞之段 雖不忘却候 闕地依無之 不顯其志候 然者豊前国御判地不足分二十町余，急度可請上意之条，於彼内貳町 可加扶助候（下略）（〃）

上2点の史料は，一般的な国東武士の経済状況を相察せしめるものである。

すなわち，鶴田雅楽助の所領が，「本領分在々所々」に分散し，ために訖言が絶えず，余りに不便なる故，考慮をなそうと言うものであり，弱少武士の経済は，所領的に困窮状態にあったことを考えさせる。

また片山氏は，田原氏に対して忠節を尽したが，「以無足之上 数年辛勞」したにもかかわらず，「闕地依無之不顯其志」状態であり，従者（片山氏）は，無所領状態で，主（田原氏）に従い，主は，軍功の片山氏に与える闕地を所持しない状態であった。

この実体は，先にも述べた如く，半島部の地理性に起因することは勿論であるが，半島は，先端部付近から東・北部海岸には，顕著なりアス式海岸が発達している。

こうした景観は，地名的に，「櫛来」・「櫛浦」等の名称を冠せしめる条件でもあり，まさに 装身に用いる「櫛」の形状に酷似した地理景観を展開する，この景観と事例は全国的に分布する。

この入江に対して，当然乍ら，相対的に海蝕崖が発達し，「琵琶崎」・「亀崎」・「尾崎」・「長崎鼻」など 突出陸地が多い。

半島中央部から，放射状に四方に伸びる山稜線は，河川底床部の村落と，村落との間に障屏をなし村落の孤立性を高めている。

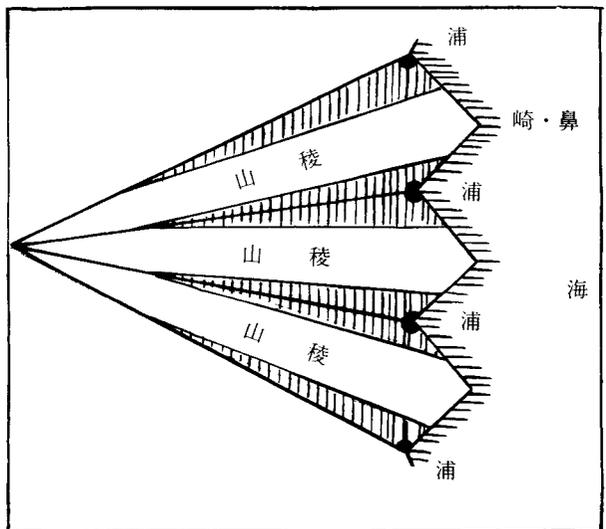
これを図示すると 右図のごときである。

右図のごとく，陸上を介した場合の村落間の著しい孤立性と，交通面では，前面の海上利用の唯一性と入会性が自ら強調される。

河川流長の極めて短い事などは，自ら，河水利用による水利灌溉にも制約があり，溜池築造も盛行したが，これにも技術的・立地的制約はあり，所詮水田耕地には，自然的な限界が決定づけられる命運にある。

以上，見て来た様な条件下の北浦辺の村落の内部構造を知り得る史料はさらに皆無に近い。

中世期の史料に見える，年不詳12月23



〈浦村落の模式図〉

日の、如法寺式部（親並）家の「宏寿打渡状」及び、田原親宏の如法寺式部家書状などは、数少ない史料の一つである。

(1) 当郷船頭抱分屋敷之儀、任上意渡進之候則御知行肝要存候 恐々謹言

(2) 昨日如申入候 浦人屋敷之儀 明日聴可相定候

上史料によると、「船頭抱屋敷」や、「浦人屋敷」の名称が見え、これらは、少なくとも、浦支配者＝領主により、左右される性格のものであったらしいことが、うかがわれる。

次に、浦辺衆に関する史料が、前にも述べたごとく、極めて具体性を欠く事と併せて、彼らの系譜が、極めて断片的であることも、浦辺村落と、浦辺衆との特質を知る一つの手がかりとも言えようか。

岐部浦の岐部氏・富来浦の富来とても例外ではないが、比較的多量の史料を残し、半島内でも、中核的存在となっていた竹田津氏の場合にも、その累系的家譜の明らかでないことも、浦辺衆の特質の一面である。

例えば、『竹田津氏家譜』には

(上略) 永俊ヨリ重世ニ至テ 数世家系ヲ失ス 今其名ノ存者ト 口碑ノ伝ル所ヲ記テ 参攷ニ備フ

と述べ、

但馬守・時代不詳 諸次郎・建武之頃 兵衛尉・弘安之頃 隼人道・義統有感状 刑部少輔・同断 右衛門尉・永禄之頃(下略)

などと記し、当氏の系譜に関する不鮮明さを明言している。

この様な傾向は、内陸部の純農村的郷庄部に在地した、地頭級武士の家系には、見られない特異な点とも言えよう。

すなわち、内陸的な郷庄内の農業経営に執着する輩が、普遍的に、土地管掌をめぐる確執を中心とした訴訟文書や、手継相伝文書にともなう家系図などを比較的多量に伝世せしめている事に対して、竹田津氏などが軍忠感状・土地充行状・一字書出などを主体とした断片的な史料に集中する事実は、彼らが、いわば基本的には、さして既存の土地管掌に徹底した執着傾向になく、むしろ、新規の所領獲得に執心を激しくしていた確証となるのではあるまいか。

右の傾向は、南北朝・戦国期における動向の面においても、一致した結論を見得る。

すなわち、彼らが中世期の土地を媒介とした主従関係の中にあつて、極めて日和見的に動向し、追利的傾向にあつたこと、そしてより広大なより安定的な「所領」への執心をいただき続けていたことを物語るに外ならない。

この点は、内陸部の在地的な小領主として例外ではないが、ことに、海上を主舞台に活動する「海賊衆」に、特に見られる特性とも言われ、いわば、地の利と特技を、戦乱期の世に利用する手段であり戦乱期の終えんが、彼らをして終命の時期に至らしめる原因でもある。

彼らが、経済的に弱者である場合に、往々にして「衆」を結び、連合行動をとる例は、少なくない。いわゆる「一揆」の原理である。

農業生産力に基づいて、経済力を保障され得ない浦辺の弱少武士が、彼らの地の利を利用して、より効果的に行動するとすれば、「衆」的行動以外にはなく、ここに「姫島寄合」や、「伊美寄合衆」の必然性が、当然予想されなければならない。

豊後国内に於ける、建武年中のいわゆる「角違一揆」の構成メンバーが、諸氏中の庶子連中に属する弱少者の集合体である事などを考慮すれば、この必然性はうなづける。

比較的強大な地頭級在地領主さえもが、惣領制に起因する所領の細分化にともなって、建武内乱期には経済的対処策として、嫡子単独相続制にふみ切らざるを得なかった現実の折、ましてや、農業的耕地量の絶対的に不足する地域の小地頭級領主と、その従属層の動行は、おして知るべしと言わなければならない。

#### 4.

さて 先に、『承応四年御老中<sup>方</sup>被仰渡書付』で見たごとく、国東郡中には、頸部と、半島先端部とで主要な浦辺が、20村あげられるが、他に近世期史料中に、この浦の数を点検したものがある。すなわち、享保2（1718）年3月の、幕府巡検使の巡検に際し、提出した資料によると、

「領内惣浦数28ヶ所 内八浦漁仕分」

と見え、「問屋」10人が 並記される。

また 近享3（1746）年4月の巡検使来郡に際しての資料によると、「浦数十浦」内五浦は、「漁仕候」と見え、「浦問屋十軒」とある。

上の資料のうち 浦数の相違については、若干の問題を生じて来るが、俗に、「国東二十八谷」の名称は、宗教的な附会教字に関係あるにしても、そして、国東郡の西半分が、江戸期に 延岡領・肥前島原領の飛地として杵築藩領外であるにしても、極めて数多い「浦」をもっていたことは、事実であり、その「浦」としての点検数は、規模や、位置条件から、さまざまな評価が可能であり、確定的な教字で指し示すことはむしろ不可能ではなかったか。

元和8年、細川忠利によって調製された「小倉藩人畜改帳」の国東郡に関する諸数値を見よう。当人畜帳には、11手永177ヶ村の村落が掲載されている。

すなわち、

富来源右衛門手永  
横手甚左衛門手永  
小原太郎右衛門手永  
両子久左衛門手永  
安岐甚次郎手永  
高田太郎右衛門手永  
田染四郎兵衛手永  
真玉久三郎手永  
竹田津左介手永  
見目弥左衛門手永  
夷 忠兵衛手永

の計11手永であり、それぞれに総計177ヶ村が所在した。

このうち、海岸に面しない手永としては、両子手永・田染手永の二手永があり、他は全て、一部分ながらも海岸部に手永に属する村落をもっていた。

これら、海岸に接する諸手永の諸村落についての記載の中に、下に記す様な 特殊な表現をもつ集落がある。

すなわち、

富来手永	浦手 富来村	31軒
	浦手 来浦村	42軒
横手手永	浦陸共に田深村	29軒
小原手永	浦手 古市村	81軒
〃	浦手 今在家村	39軒
竹田津手永	伊美浦手村	56軒
〃	姫鳴浦	81軒
〃	加子分小熊毛村	8軒
〃	加子分大熊毛村	8軒
〃	加子分岐部村	13軒
〃	加子分櫛来村	15軒
夷手永	加子分羽根村	22軒
〃	加子分小池村	15軒
〃	加子分堅来村	20軒
〃	加子分白野村	14軒
見目手永	かかち浦手村	61軒

などである。

上に記した村落は概して三種別に大分される。

「浦手〇〇村」は、例えば 横手手永に見られる様に、「浦陸共に田深村」の表現から察せられるごとく、陸に対する浦であり、「浦手」は、本村＝村落の主邑＝が内陸部にあり、支村部分＝浜＝浦村が、海岸部に展開し、これが景観的・地理的に、内陸部本村から孤立しているらしいこと、つまり一つの村落が 二分された型態をもつ村落の存在がその一、次に、浦手村と呼ばれる型態。これは、竹田津手永の「伊美浦手村」や、「姫鳴浦」・「かかち浦手村」の例のごとく、村落の主邑、支村の二分のタイプでなく、主邑自体が海岸に所在する村落、これが、第二のタイプ。

また、竹田津手永・夷手永に集中的に見られる、「加子分〇〇村」のタイプの以上三つの型態である。

「加子」は、船乗り・船頭の意の「水夫」であり、海上生活を主体にする職業人であり、多分は、専門的な漁業従事者をも含むものと考えられる。

上に示した三タイプの村落で、興味を引く事は、東海岸に分布する「浦手〇〇村」と、西海岸に集中する「加子分〇〇村」の二者である。

すでに周知されるごとく、国東半島の自然は、その西海岸は、沈降の進むリアス式海岸であり、対して東海岸は、隆起のすすむ、隆起海岸である。

従って、例えば、後者の場合に顕者に現れるごとく、谷底に展開する各村落は、主邑＝中村＝本村＝が、比較的内陸部に所在しているが、旧来は、こうした地域が、入江奥地点に所在した「浦」の中心点であったにもかかわらず、入江海岸線の進出によって、次第に主邑は後方化し、新しく海岸部

に支村的集落が発展し、いわゆる「浦手〇〇村」が展開する様になったものと考えられる。

つまり、海岸線の前進によって、谷の底地部の従来の村落は、沖積現象による景観変化にともなうて、次第に臨海性を失ない、生産性の面においても、次第に変質を来たしたのと考えられ、これに替るべく、「新村」が、支村的に臨海部に展開進出して行くものと思われる。

これに対して、西部海岸は、沈降性が著しいため、勿論、沖積活動には期待できず、常に臨海性を保ちつづける村落の性格を欠失できず、水上生活的村落、つまり「加子分」と言う型態をもち続けることが考えられる。

以上の二型態の村落景観の中で、横手手永の田深村（現国東町）だけが、「浦陸共に」と言う表現形式をもってともに注目しなければならない。

安国寺弥生遺跡で知られる田深川の北岸の田深と、南岸の鶴川の二集落が合して成った今日の国東町の主邑部は、国東郷の中核として、古くから、半島中央部の代表的拠点となっていた。

平安朝期に隆盛を見た山岳信仰＝天台＝の色一色にぬりつぶされた国東郡の中に、東九州地域の総持寺として泉福禪寺の開設されるのは、応永元（1394）年とされるが、この事実は、田深浦の、港湾との関係として無視することはできない。

しかし、こうした立地性は、逆に言えば、いわゆる近代化の可能性を多くするものでしかなく、田深浦の、「浦」としての古い体質をいち早く脱皮してしまい、陸地をひかえた物資集散の港湾としての変質を見てしまい、単なる港化した結果、「浦陸共に」と言う表現で充分な程の、本来的「浦」の特性を欠失したものではあるまいか。

## 5.

いわゆる戦国の終えんは、浦辺に活躍する浦辺衆の軍事的活動に終止符を打ち、彼らのうち、あるものは、主家大友氏とともに没落し、またあるものは、他の地に退転し、残るものは猫額積の土地に定着、旧家系を利用して辛らうじて村支配者的立場に転身するものもあった。

竹田津氏などは、その好例である。

伊美寄合衆・姫島寄合衆などと表現された一揆衆も、戦乱対処の不必要性にともなっておのづから解体することは必定となる。

近世期に入り、普遍化する流通経済の社会に入っても、もともと、生産性の低い国東郡内の小規模各村落の中で、散在する浦辺村落は、肥沃な後背地をもたない立地性から、発展の約諾はなされずしに近代を迎えた。

勿論、先にも見たごとく、江戸中期の史料による限り、半島内の浦には、「浦問屋」が所在し、半島内の商品流通に介在していたことは事実であるが、彼らの系譜は、概して杵築城下町の有力商人の支店的営業と考えられるものが多く、在来性のうすい性格をもつものである。

元和の人畜帳に現れる諸数値の統計によると豊前田川・京都・仲津・下毛・宇佐の各郡の諸数字の平均値は、一戸当りの人数平均で、国東郡が最も多く、5.5人、全人口に対する百姓比は、93%で最も高い。

また、職業分化の比率で見ると、商業活動に従事すると考えられるものの町人の比率は、田川郡23.1%、規矩1.7%、仲津1.6%、下毛1.3%に比して、西国東0.5%と低く、反して、年寄・腰拔とよばれる老廃者の比率が比較的高い。

また、当郡全域が、古代期には、稀に見る天台信仰の霊地であり、近世期を通じて天台・山岳信仰のメッカと称されるにもかかわらず、宗教的職業に属する、社人・坊主・山伏の数値は、上毛郡に続

く下位二位にとどまり、その比率は、全人口の2.5 %にすぎない。

こうした数値の示すところは、国東郡のいわゆる純粋農業立地を示すものであろうけれどもその地理条件から生ずる制約が、ことさらに開けた前面＝海上への活動に志向しなければならぬ。

しかし、あくまでも、農業生産性に依存度の大きい、中世・近世期を通じて、極めて制約的な当郡の地理条件は、その村落の変転過程を見る時、特に浦辺村落の主体性の欠如の実態を生み出しているものと言えまいか。

古代期における、中央的な消費性の強い時代にあつては、物資の移出的拠点として位置し、中世戦国期にあつては、恩賞的な土地を求める執心から大友軍団に迎合しなければならず、そこには、当然日和主義的行動が、生ずる所謂であり、近世に至ると、その地理的位置・歴史性から、譜代藩としての「格」は保障されるけれども、極めて平凡な近世を始終した国東郡の特質を見出し得るのである。文化7（1810）年、九州東海岸線の測量に入った伊能忠数の日記によると、  
⑧

（7年1月29日条）香々地村、海辺より初、見目村、同枝羽戸家45軒、同高島、夫より杵築領に成、竹田津村枝大高島・同小高島家・3軒、同小野田家2軒、同字三世瀧刈測る。

（2月3日条）朝より晴天、先手六ツ前、後手六ツ後、小熊毛村、字院・字門迫、枝嶋園、夫より向田村、向田川前迄測（中略）、中食来ノ浦村枝浜庄屋長右衛門（中略）深江村枝浜江（中略）富来村枝富来浦（下略）（。印筆者）

と言う。印を付す村落があり、枝＝支村＝であることを明記している。

	富 来	横 手	小 原	安 岐	両 子	真 玉	
総 石 高	6271.673	2800.628	9458.3558	9958.4645	9760.56913	7989.6755	
知 行 高	5643.17249	2404.944	7934.7267	9633.3993	9760.56913	7848.0835	
比	0.907	0.858		0.967	1.0	0.982	
蔵 納 高	573.43488	395,684	1512.095	324.5652		140.592	
手 永 総 値	本小百姓	295	106	392	339	378	455
	名 子	57	53	147	194	125	77
	比	0.19	0.5	0.37	0.57	0.33	0.169
知 行 地	本小百姓	265	86	321	317		408
	名 子	45	38	109	181		74
	比	0.16	0.44	0.33	0.57		0.181
蔵 入 地	本小百姓	31	20	71	32		47
	名 子	20	15	38	13		3
	比	0.64	0.75	0.53	0.59		0.06
石 高 平 均	全 手 永	21.07	26.42		29.37	25.821	17.55
	知 行 地	21.29	27.96		30.39		19.25
	蔵 入 地	18.29	19.78	21.29	14.75		2.99

こうした事実も、先にも見たごとく、限界的耕地面積から、まさに猫額的な土地にまで「出作」耕作をしなければならなかった、海岸村落の農業の実態を察し得る。

前に見た、統計数値に現れる豊前五郡に対し国東郡の数値が、同じ東九州にあり乍ら、その一戸当りの人数比の小さいことは、耕地面積から来る一戸経済の限界に起因して、大家族的な家族構成が不可能なことによるものと考えられ、家の分散は、集落の分散性を惹起したものであろう。

こうした点にも、国東郡の特質、とりわけ河川河口部に主邑を置く谷底集落の実態を見ることのできるのである。

河口村落の「浦」が、いわゆる経済性の高い港湾として機能する条件にめぐまれない国東半島の浦辺村落は、「津名」を冠する竹田津を除けば、始終日和見的に行動することを予儀なくされた。

そこには、後背地をもたない、狭少な自然臨海村落としての性格が顕著ににじみ出ている。

中世期における浦辺衆が、自分の経済性を持たぬが故に、大友氏への追隨を予儀なくされ、近世期の国東農村の荒廃は、自立的な経済を可能にする程の農耕地を所有しないことによることに起因する。

この弱劣な経済に支えられた浦辺村落＝谷底村落主邑＝の散在する国東郡の後進性は、明治期を通じても温在されるのである。

	田 染	高 田	竹 田 津	夷	見 目	平均 値	
総 石 高	7105.77572	5806.15598	5360.8665	2230.2830	1362.53073		
知 行 高	7105.77572	4358.2274	3179.69468	1523.07689	760.99192		
比	1.0	0.75	0.593	0.68	0.558	0.82	
蔵 納 高			2181.17182	707.20611	601.5381		
手 永 総 値	本小百姓	343	400	416	177	86	
	名 子	220	236	111	43	12	
	比	0.641	0.59	0.264	0.24	0.139	0.361
知 行 地	本小百姓		195	257	119	49	
	名 子		104	59	30	7	
	比		0.533	0.209	0.25	0.142	0.32
蔵 入 地	本小百姓			159	58	37	
	名 子			51	13	5	
	比			0.32	0.22	0.135	0.405
石 高 平 均	全手永	20.71	14.51	12.58	12.60	15.84	20.053
	知行地		22.349	12.37	12.79	15.53	20.73
	蔵入地			13.71	12.19	16.25	14.93

上に示した表は、元和8年の人畜改帳に見える国東郡11年手永177ヶ村の手永別総石高、細川氏知行人の給地高、蔵入地高、及び本百姓・小百姓数と、これに対する名子数値を表化したものである。

この数値によると、11手永平均の、農民（本百姓、小百姓＝名子に対して高持ち）の平均的耕地所有（石高）は、二九石三斗七升となるが、高持百姓に対する名子比は、手永平均で 0.36 %、知行地

で0.32 %、蔵入地で、0.4 %の数字を示す。

名子は、一般的に、地主百姓と身分的隷属関係によってしばられ、農耕地はもちろんのこと、住居採草地などまで地主に依存した小作農民を示すが、彼らの生活を支えたアルバイトは、海岸部では、海藻採集などの労働を考えることもできよう。

周防灘を帯した山口県厚狭郡妻崎浦の海村史料等には、こうした、農耕地に不足する農村、農民の実態を証するものが少なくない。

すなわち、

「但此所は浦方にて、田畠所持之者数無く……海上の働仕者多く、其外魚塩等之類、荷ひ賣、女は干潟において貝類取得、目々日々に渡世仕候一略一」

などと表現する史料が多く、また本百姓に対する「亡者百姓」の漁人たるものが多いことに注目される。

もちろん、山陽海岸の地理条件と、国東半島部とを無条件に同一視出来る訳ではないがいわゆる「浦辺村落」の共通点を求めることは容易である。

浦辺村落の発展消長には、純農の海岸進出つまり、海岸新村＝支村＝の成立と、これに対して、海上生活者の海岸陸地定着の場合とを予知することができるが、これらの問題も史料的限界から容易ならざる障壁が横たわる。

これらの点については、いずれ、稿を改めて考えたいと思う。

註 ①『和名抄』

②『古事類苑』4. 「地部」41 津項

③『類聚三代格』15. 新訂増補国史大系 25

④『新編追加式目』雑部、河手・津料条目

⑤『大分県史料』17. 『各藩史料』収「杵築藩法」

⑥『編年大友史料』三 収「豊後国因田帳考證」

⑦上書中の考證にゆづる

⑧『増補訂正編年大友史料』1-1号

⑨『 " " ] 22号

⑩『大分県史料』10. 「岐部文書」7号、頭注で亨徳3年と推定

⑪『 " " ] 「 " " ] 28号

⑫『 " " ] 「 " " ] 46号

⑬『増補訂正編年大友史料』31-1号

⑭『大分県郷土史料集城』戦記篇収

⑮『大分県史料』12. 「若林文書」・「藤師寺文書」等、『大友史料』2-7等

『 " " ] 10. 「後藤文書」外、

⑯『 " " ] 9. 「都甲文書」4-1号

⑰『 " " ] 11. 「朝見八幡宮文書」1号

『 " " ] 10. 「入江文書」2-19号「生地文書」10号

⑱『続大友史料』(1)収「豊後検地記」大友家国東軍士

⑲宮本常一著『瀬戸内海の研究』(2) 「島の生産類型と社会的変遷」119頁

⑳『大分県史料』10. 「佐藤文書」12号

㉑『 " " ] 10. 「片山文書」12号

- ⑳『大分県の地理』
- ㉑『大分県史料』10. 「入江文書」5-15号
- ㉒『 』 〃 「 〃 」5-23号
- ㉓『 』10. 「竹田津文書」34号
- ㉔ ㉑論文
- ㉕『別府大学紀要15号』収載拙稿「泊寺乱入事件の歴史的背景」
- ㉖『追拾拾遺』
- ㉗『大日本近世史料・一 小倉藩人畜改帳一』東大史料
- ㉘『熊本女子大学学術紀要』13- 1 野口サキ「江戸初期の家族について」
- ㉙『九州測量日記』森平太郎氏編集本による
- ㉚『日本漁業経済史』上巻 羽原又吉, 収「長州藩の漁業及び漁村の研究」